



新型コロナ補正予算
1240億円

10万円給付金 6月支給へ

5月1日の広島市議会臨時会で、日本共産党市議団は、新型コロナウイルス対策の支援をいち早く市民に届けるため、改善すべき点を指摘して今回の補正予算案に賛成しました。

今回の補正予算を見ると、これまで体験したことのない事態に直面して困難に追い込まれている市民や事業者に対する思いが、残念ながら感じられません。

1200億円を超える5項目の補正予算（下記参照）のうち、4項目は国と県の施策です。広島市独自の施策は、事業者に「共助の精神」を期待する2億円の支援のみです。市民、市内事業者の差し迫った実態に即応しているとは言えません。

私たちは、営業休止や売り上げがなくなった事業者から、家賃などの固定費を出してほしいという強い要望があることを示して、他の政令市のような先進的な対応を繰り返し要請してきました。

市長は、第2弾・第3弾の対策を講じるとしていますが、市民の不安や危機感に寄り添い、速やかにさらなる

施策を打ち出すべきです。



◆国の事業（市が窓口）

①特別定額給付金

1205億990万5千円

2020年4月27日時点の住民基本台帳に記録されている人すべてに10万円を支給。

5月末までに世帯主に申請書を送付し、6月中に支給予定。オンライン申請ができます。

②子育て世帯臨時特別給付金

16億3180万円

2020年3月と4月の児童手当受給者（特例給付除く）。児童1人に1万円。児童手当に上乗せして支給するため申請不要。

③感染防止の経費補助

2億4450万円

- ①保育園のマスク、消毒液の購入経費 1施設上限50万円
- ②児童養護施設個室化のための改修経費 1施設上限800万円

◆県の事業

④感染防止協力支援金

14億3240万円

（市負担分・地方創生臨時交付金充当予定）

県による緊急事態措置期間（4月22日～5月6日）中、休業や営業時間の短縮を実施した対象事業者に対し10～50万円を支給する。

◆市の事業

⑤感染拡大防止に取り組む事業者への支援

2億円

（地方創生臨時交付金充当予定）

苦境打破に取り組む事業者を「共助の精神」に立って支援する者にその経費を補助する。

5事業者以上 上限50万円～1000万円（4/5補助）

補正予算案に対する市議団の要望（主なもの）

1、医療と医療従事者への支援を

市が責任をもって、市民病院の病床、必要な機材及び防護資材、医師などのスタッフを確保し、医療スタッフへの特別手当や専用の宿泊施設を用意すること。

2、医師の判断で検査が受けられる体制を

感染が疑われる症状がある人をすべてPCR検査できる体制をつくること。

3、くらしと営業を守る支援を

中小・小規模企業者、フリーランスの事業者の持続化給付金は1回限りでは足りない。家賃など固定費の支援を継続して行うこと。また、急な資金需要に迅速な融資ができるよう、手続きを簡素化すること。

国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者のうち、自営業者も、新型コロナに感染して休業する際に傷病手当を受け取れるよう国に要請し、市は独自に取り組むこと。

その他の市の事業

■中小企業特別融資のためのセーフティネット保証認定の申請窓口が市役所本庁舎14階第5会議室に増設されました。認定書が即日発行されます。

党市議団も要望してきたことが実現しました。

■衛生研究所の検査試薬の確保、感染症患者搬送車の購入

■市民や事業者などに医療資材・雨かっぱなどの提供依頼（問い合わせ 医療政策課 504-2178）

実現しました！

国保・後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者（雇用されている人）が新型コロナに感染した場合、傷病手当を受け取れるようになりました。

世帯・個人のみなさん

すべての方

特別定額給付金

一律1人当たり10万円

■5月末に市から申請書類が届きます。申請書に振込先口座等の必要事項を記入し、

・振込先口座の確認書類（通帳やキャッシュカード等の写し）

・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し）を同封し、返信用封筒で市に郵送します。

■基準日（2020年4月27日）に住民基本台帳に記載のある方が対象です。

6月中に世帯主の口座に振り込まれます。

広島市特別定額給付金コールセンター
082-545-5977

休業による収入減で住居を失う
おそれのある方

住居確保給付金

■世帯の人数に応じて月額38,000円～59,000円を上限に、最長9カ月間家賃相当額を支給します。

■離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

住居確保給付金申請受付コールセンター
080-4552-2955
080-9793-2662
080-9792-4537

住居を失った方

市営住宅の提供

■2020年1月1日以降、解雇に伴い、住居を失う又は失った市内居住または通勤者と、4月22日以降、県によるネットカフェ等の利用制限により居所を失った方に当面6カ月間市営住宅を提供します。

■解雇通知、離職証明書、住民票の写しを提出してください。

広島市住宅政策課
082-504-2769

中小企業・小規模事業者、個人事業主のみなさん

売上げが半分以下に
なった事業者

持続化給付金

法人200万円 個人100万円

■今年1～12月のうち前年同月と比べて売上げが50%以上減少している事業者が対象です。会社以外の法人、フリーランスも含まれます。

■2019年（法人は前事業年度）確定申告書類の控えと、売上減少となった月の売上台帳の写し、通帳の写し、身分証明書の写しが必要です。

■ウェブ申請のみ受け付け。（スマホも可能）

持続化給付金事業 コールセンター
0120-115-570

休業した事業者

感染拡大防止協力支援金

10万円～50万円

■4月22日～5月6日まで県の休業要請に協力した中小企業者に、雇用者の有無や店舗数、休業の程度に応じて支援金を支給します。6月1日締め切り。

■申請書、確定申告の写しか、営業許可書など営業実態が確認できる書類、店頭ポスターの写しなど休業が確認できる書類、誓約書、本人確認写し、振込先口座の通帳の写しを郵送またはメールで提出。

広島県「協力支援金センター」
082-513-2828

感染拡大防止・苦境打破に取り組む
事業者支援の取り組み

影響事業者緊急支援

（広島は決して屈しない！プロジェクト）

■感染拡大防止や苦境打破に取り組もうとする5つ以上の事業者を支援するプロジェクトに対して経費を補助します。

例：チラシ・ウェブサイト等の作成、チケットの印刷、クラウドファンディングの手数料、割引サービス（30%まで）の負担額など

■支援する影響事業者の営業箇所数（店舗、営業所など）の数に応じて50万円～1,000万円を補助。

■申請受付期間は2020年5月2日（土）から7月31日（金）まで（状況に応じて延長の可能性あり）

広島市経済観光局経済企画課
082-504-2235

新型コロナウイルス問題のお困りごと
お寄せください

日本共産党広島市会議員団
082-244-0844

